

令和6年第6回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年12月6日（金）午前10時開議

日程第 1 報告第1号

子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

日程第 2 報告第2号

住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

日程第 3 承認第1号

令和6年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に關し承認を求めることについて

日程第 4 議案第1号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第2号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第3号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第4号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第5号

住田町防災会議条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第6号

住田町監査委員条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第7号

住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第8号

特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 2 議案第 9 号

令和 6 年度住田町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 1 3 議案第 1 0 号

令和 6 年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 4 議案第 1 1 号

令和 6 年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 5 議案第 1 2 号

令和 6 年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 6 議案第 1 3 号

令和 6 年度住田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 7 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（11名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	瀧 本 正 徳 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	菊 池 孝 君	1 0 番	高 橋 靖 君
1 2 番	佐々木 春 一 君		

欠席委員（1名）

1 1 番 水 野 正 勝 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

.....

副 町 長	小 向 正 悟 君	総 務 課 長 兼選挙管理 委員会書記長	横 澤 広 幸 君
-------	-----------	----------------------------	-----------

住民税務課長兼
会計管理者

鈴木 絹子 君

企画財政課長

高 萩 政 之 君

保健福祉課長
兼地域包括支
援センター長

千葉 英 彦 君

建設課長

佐々木 淳 一 君

農政商工課長兼
農業委員会
事務局 長
教育次長

菊 田 賢 一 君

林 政 課 長

佐々木 暁 文 君

多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長

菅 野 享 一

係

長

高 橋 京 美

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） ただいまの出席議員は 11 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 1、報告第 1 号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 報告第 1 号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について説明いたします。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、当該条例の一部改正を専決処分によりしたものです。

改正前後の表により説明いたします。

1 ページをお開きください。

第 4 条第 1 項第 1 号の改正は、当該医療費給付の受給者の所得制限基準額を児童扶養手当の所得制限を準用していることから、児童扶養手当法施行令が改正されたことにより、それに伴い、条例の引用条文を改正し、所得制限の緩和をしたものです。

附則です。

第 1 項は、施行期日を規定したものです。施行日を令和 6 年 11 月 1 日の公布の日としたものです。

第 2 項は、経過措置を規定したものです。この条例の施行日前の受療については、従前の例によるとしたものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第2 報告第2号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、報告第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 報告第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について説明いたします。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令及び別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、当該条例の一部改正を専決処分によりしたものです。

改正前後の表により説明いたします。

1 ページをお開きください。

第4条第1項第1号の改正は、当該医療費給付の受給者の所得制限基準額を児童扶養手当の所得制限を準用していることから、児童扶養手当法施行令が改正されたことにより、それに伴い、条例の引用条文を改正し、所得制限の緩和をしたものです。

同条同項第2号の改正は、児童扶養手当法施行令の改正により施行令の条文がずれたことにより、条例の引用条文を改正したものです。

附則です。

第1項は、施行期日を規定したものです。施行期日を令和6年11月1日の公布の日としたものです。

第2項は、経過措置を規定したものです。この条例の施行日前の受療については、従前の例によるとしたものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これで、報告第２号　住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第３　承認第１号

○議長（佐々木春一君）　日程第３、承認第１号　令和６年度住田町一般会計補正予算の第５号の専決処分に關し、承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　承認第１号　令和６年度住田町一般会計補正予算（第５号）の専決処分に關し、承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３，０９９万５，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ５３億５，０２７万８，０００円としたものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は６ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２歳入を御覧ください。

１４款国庫支出金２，０００万円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増によるものであります。

１５款県支出金９９９万円の増は、衆議院議員総選挙執行委託金の計上によるものであります。

１８款繰入金１００万５，０００円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。なお、詳細は7 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3 歳出を御覧ください。

2 款総務費 1, 0 9 9 万 5, 0 0 0 円の増は、衆議院議員総選挙に係る経費の計上が主なものであります。

3 款民生費 2, 0 0 0 万円の増は、住田町定額減税補足給付金（調整給付）1, 9 8 0 万円の増が主なものであります。

以上、令和6 年度住田町一般会計補正予算（第5 号）は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和6 年9 月3 0 日に地方自治法第1 7 9 条第1 項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1 号 令和6 年度住田町一般会計補正予算（第5 号）の専決処分に関し、承認を求めることについてを採決します。

承認第1 号は原案のとおり、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第1 号 令和6 年度住田町一般会計補正予算（第5 号）の専決処分に関し、承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第４～日程第７ 議案第１号～議案第４号

○議長（佐々木春一君） 日程第４、議案第１号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第５、議案第２号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第６、議案第３号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第７、議案第４号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第１号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第２号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第３号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第４号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して説明いたします。

一般職の職員につきましては、公務員として労働基本権制約の代償措置で給与勧告制度が設けられており、本町においても、これまでその勧告に準じて給与改正を行ってきたところであります。

岩手県人事委員会は、令和６年１０月１８日に令和６年度の勧告を行ったところであり、岩手県では県議会１２月定例会において関係条例の上程を行うことから、本町としても県に準じて条例の一部を改正しようとするものであります。

一般職の職員の主な改正内容は、勤勉手当の支給月数を０．１月引き上げ、また初任給を含め、給料表全体と寒冷地手当を引き上げようとするものであります。

特別職につきましては、県の例に準じ、条例の一部を改正しようとするものであります。特別職の改正内容は、期末手当の支給月数を０．０５月引き上げようとするものであります。

会計年度任用職員につきましては、今般の一般職の職員の例に準じ、条例の一部を改正しようとするものであります。会計年度任用職員の主な改正内容は一般職員の例に準じ、勤勉手当の支給月数を０．１月引き上げようとするものであります。

議会の議員につきましては、諸般の社会情勢に鑑み、特別職の例を参考として、条例の一部を改正しようとするものであります。議会の議員の改正内容は、期末手当の支給月数を０．０５月引き上げようとするものであります。

それでは、各議案書により御説明いたします。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

1 ページ、改正前後の対照表、表1 を御覧ください。

第20条第3項は、令和6年12月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数について、定年前三任用短時間勤務職員は100分の68.75から100分の71.25に引き上げようとするものであります。

第21条第2項は、令和6年12月期の勤勉手当の支給月数の改正で、勤勉手当の支給月数について、一般職員は100分の100から100分の110に、定年前三任用短時間勤務職員は100分の48.75から100分の51.25にそれぞれ引き上げようとするものであります。

第22条第2項は寒冷地手当の改正で、世帯主である職員は1万200円から1万1,400円に、世帯主である職員に扶養親族がある職員は1万7,800円から1万9,800円に、その他の職員は7,360円から8,200円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次に、2 ページから24 ページまでを御覧願います。

別表第1、行政職給料表、別表第2、医療職給料表について、給料月額を県に準じて増額改定しようとするものであります。

24 ページ、改正前後の対照表、表2 を御覧願います。

第20条第3項は令和7年度以降に適用する改正で、令和7年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、定年前三任用短時間勤務職員は100分の71.25から100分の70にしようとするものであります。

25 ページを御覧願います。

第21条第2項は令和7年度以降に適用する改正で、令和7年度以降の勤勉手当の支給月数を平準化するため、一般職員は100分の110から100分の105に、定年前三任用短時間勤務職員は100分の51.25から100分の50にしようとするものであります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。

第2項は、適用する日を定めるものであります。

第3項は、令和6年4月1日の前日の異動者の号給の調整を定めるものであります。

第4項は、改正前の条例規定に基づいて支給した給与を改正後の給与の内払いとすることを定めるものであります。

第5項は、規則への委任であります。

次に、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下、改正条文で説明いたします。

改正前後の対照表、表1を御覧願います。

第3条第2項は、令和6年12月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を100分の170から100分の175に引き上げようとするものであります。

同じく、表2を御覧願います。

第3条第2項は令和7年度以降に適用する改正で、令和7年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、100分の175から100分の172.5にしようとするものであります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。

第2項は、表1を令和6年12月1日より適用するものであります。

第3項は、改正前の条例規定に基づいて支給した給与を改正後の給与の内払いとみなすことを定めるものであります。

次に、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下、改正条文で御説明いたします。

1ページ、改正前後の対照表、表1を御覧願います。

第17条の2第2項は令和6年12月期の勤勉手当の支給月数の改正で、勤勉手当の支給月数を100分の100から100分の110に引き上げようとするものであります。

同じく、表2を御覧願います。

第17条の2第2項は令和7年度以降に適用する改正で、令和7年度以降の勤勉手当の支給月数を平準化するため、100分の110から100分の105にしようとするものであります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2の規定は令和7年4月1日から施行するものがあります。

第2項は、表1を令和6年12月1日より適用するものであります。

第3項は、改正前の条例規定に基づいて支給した給与を改正後の給与の内払いとみなすことを定めるものであります。

最後に、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下、改正条文で御説明いたします。

1 ページ、改正前後の対照表、第1を御覧願います。

第5条第2項は令和6年12月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を100分の170から100分の175に引き上げようとするものであります。

同じく、表2を御覧願います。

第5条第2項は令和7年度以降に適用する改正で、令和7年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、100分の175から100分の172.5にしようとするものであります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2の規定は令和7年4月1日から施行するものがあります。

第2項は、表1を令和6年12月1日より適用するものであります。

第3項は、改正前の条例規定に基づいて支給した期末手当を改正後の期末手当の内払いとみなすことを定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから、議案第1号から議案第4号までの質疑を一括で行います。
発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第１号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第１号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第２号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第２号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第３号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第３号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第３号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第４号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第４号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第４号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 5 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 8、議案第 5 号 住田町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第 5 号 住田町防災会議条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、防災会議の委員数の見直しなどに伴い、所要の整備をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

第 2 条は、文言の適正化であります。

第 3 条第 1 項は、防災会議の委員数を 40 人以内と明記すること及び文言の適正化であります。同条第 2 項及び第 3 項は、文言の適正化であります。同条第 5 項は、同条第 1 項に防災会議の委員数を明記することに伴う各号に定める委員数の廃止及び文言の整理であります。同条第 6 項は、同条前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期を 2 年とし、その他の委員は充て職のため任期を設けないものとしてこと及び文言の適正化であります。

第 4 条第 1 項は、文言の適正化であります。

1 ページから 2 ページにかけての同条第 2 項は、文言の適正化であります。

2 ページを御覧願います。

第 5 条は第 3 条において委員の増員を図ったことから、幹事の規定を削るものであります。

第 6 条は条の繰上げ及び文言の適正化であります。

次に附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 住田町防災会議条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 住田町防災会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第9、議案第6号 住田町監査委員条例等の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第6号 住田町監査委員条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正に伴い、同法の条の繰下げが発生することから、関係条例の引用箇所の改正及び所要の整備をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

第1条、住田町監査委員条例の一部改正の第4条は地方自治法の引用条項を改めるとともに、文言の適正化を行うものであります。第11条は、地方自治法の引用条項を改めるもの

であります。

次に、第2条、住田町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正の第5条は、地方自治法の引用条項を改めるものであります。

次に、第3条、住田町下水道の設置等に関する条例の一部改正の第5条は、地方自治法の引用条項を改めるものであります。

2ページを御覧願います。

附則でございます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に定める日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 住田町監査委員条例等の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 住田町監査委員条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第7号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第7号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、町営住宅中上団地の廃止と、地方自治法の規定に基づき、指定管理者に町営住宅の管理を行わせることができるようにするため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

第45条は、指定管理者に管理を行わせることができる旨を定めようとするものであります。

第46条は、指定管理者の指定の手続について定めようとするものであります。

第47条は、維持管理や利用の促進など、指定管理者が行う業務について定めようとするものであります。

第48条は、指定管理者の管理の基準について定めようとするものであります。

第49条は、指定管理業務の第三者による実施について定めようとするものであります。

2 ページを御覧願います。

別表中、昭和31年度建設の中上団地及び昭和38年度建設の中上団地の規定を廃止に伴い、削ろうとするものであります。

次に、附則であります。

この条例は令和7年1月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 質疑を行います。

いずれ指定管理方式については、町の方針としての財政的な部分も含めたアウトソーシングにかかって一つの方向だと思いますが、この場合のメリット・デメリットというのかな、

ビジョンを示していただきたいと。要するに、指定管理することによってこのような利点があるよというあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 瀧本議員の御質問にお答えいたします。

メリットということでございますけれども、今現在、町営住宅のほう20年以上経過している建物が130棟ほどございます。毎週、毎週のように、経年劣化による修繕の電話が2件、3件と続いてきているような状況になってございます。その電話の都度、職員が出向いて状況を把握しまして、その状況によって町内の業者のほうに修繕をお願いするということで、他の業務のほうに若干の支障が出てきているような状況が続いてきております。

そういった部分と、あとは、町営住宅の入居を希望する際に入居者への説明及び内覧等々にも説明の時間を要しているところでございます。そういった部分を指定管理者のほうにお願いすることによりまして、職員の負担が軽減されることがございますし、そのほかにも、窓口を一本化することによって、入居希望者への対応のほうもスムーズになるものというふうに捉えているところでございます。

ただ、全てを指定管理者にお願いするのではなくて、入居に際しました利用料の算定、それから賦課、請求、それから入居の許可につきましては、住田町の役場のほうに業務としては残りますので、それ以外の管理業務のほうを指定管理のほうにお願いしたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 対応はいいのかなと私は思います。いずれこの仕事の流れが早いほうがいいということはそのとおりだと思いますが、入居者に関わる不安というのはどのような形で見ているのかなというあたりをお伺いします。要するに、入居者の立場から言えば、今までとやり方は違うなというあたりについてはどのように説明しているのか伺います。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 今まで入居希望者の方につきましては、役場窓口のほうに来ていただきまして、そこで内容についての説明、それから内覧の対応はしてきているところでございます。

指定管理のほうにお願いした場合につきましては、役場に来ることではなく、庁内に窓口を準備していただいて、そちらのほうでの対応というふうになるわけでございますけれども、

特に手続等々に変化が生じるということではございませんので、入居希望者に不安が生じるということについては、現在、考えていないところでございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 私の聞き方が少し悪かったようです。今、入っている人たちの不安等についてはどのように対応しますかということをお伺いします。新たな入所者ではなくて、今そこで暮らしている方々がいっぱいいるわけですが、その人たちの対応、今までであれば役場に連絡するというようなやり方なんですけど、今度、変わると思いますので、その辺の部分はどのように見えていますかということをお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 今、入居されている方々の不安ということでございますけども、役場から手が離れるということでの不安ということは、若干、生じるものとは承知してございます。そこは丁寧な説明も必要かとは思いますが、よりそういった修繕の依頼、対応等々にはスピーディーな対応が図れるというふうに感じてございますので、そういった部分で入居者への不安を解消に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

1番、金野千津さん。

○1番（金野千津君） 指定管理者を設けるということですが、指定管理者に対して何か規定を設けるのか。例えば宅建を所持している職員がいるというような規定を設けるのかどうか。その辺りをお聞きしたいです。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 指定管理のほうにお願いする際の仕様書の作成についてはこれからになりますので、詳細のほうについては詰めていきたいというふうに考えておりますが、管理委託をお願いする時点で必要な資格等々につきましては、仕様書の中に盛り込んで規定を定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 指定管理そのもの、指定管理できる場所というのは住田町に何業者ぐらいあんの。指定管理をやろうとする業者というのは、住田町に何業者ぐらいあんの。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 町内で、現段階でやっているところにつきましては、ないものというふうに捉えております。仕様書を作成しまして一般公募いたしますので、そちらに町内業者ができるということであれば、応募していただけるものと捉えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 要するに、頼むということはお金が発生するよね。そういうような面の予算的なものの考え方というのは、極端に言えば、年間に幾らぐらい考えているとか、そういうようなことというのは言えるの。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 現在、令和7年度予算の要求の時期になってございますが、今、積算している段階でございまして、金額ということを申し上げることはできかねますが、基本的には今までかかっていた職員の人件費、それから軽微な修繕にかかっていた費用、それから管理に関わる費用等々を積み上げまして、金額の算定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 私もいろいろ2級建築施工管理技士は持っているんですが、そのところの流れがちょっと理解できないので、ここの場で解決、早いんじゃないかなと今、思ったんだが。質問の趣旨は、ここで多数決なんだろうが、まだ煮詰まってないことをここさ上げるということは、まだ早いんじゃないかと。そう思いますか、いかがですか。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 今回の条例改正につきましては、指定管理ができるということのできる規定になりますので、必ずしも指定管理のほうに出すということではございませんで、早ければ令和8年度から指定管理のほうにはお願いしたいというふうに考えておりますが、令和7年度中に、もし指定管理に出すということになれば、公募をして、令和8年度からというふうに捉えておりますので、必ずしも出すということではございませんし、あとは予算的にその業者と折り合わなければ、指定管理のほうにはお願いできないで、従来どおり職員が対応するというので、今後も管理のほうを行っていくということにする予定としてございます。

以上です。

○建設課長（佐々木淳一君） そのほか、ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（佐々木春一君） 日程第11、議案第8号 特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第8号 特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、定住促進一戸建て住宅及び定住促進集合住宅を住民以外の使用を許可することができるようにするためと、地方自治法の規定に基づき、指定管理者に町営住宅の管理を行わせることができるようにするため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

第2条第4号及び第5号は、町長が特に認めた場合に限り、住民以外の使用を許可することができるようにするため、「原則」を加えようとするものであります。

第31条は、指定管理者に管理を行わせることができる旨を定めようとするものであります。

第32条は、指定管理者の指定の手続について定めようとするものであります。

第33条は、維持管理や利用の促進など、指定管理者が行う業務について定めようとするものであります。

第34条は、指定管理者の管理の基準について定めようとするものであります。

2 ページを御覧願います。

第35条は、指定管理業務の第三者による実施について定めようとするものであります。

次に、附則であります。

この条例は、令和7年1月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 9 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 12、議案第 9 号 令和 6 年度住田町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第 9 号 令和 6 年度住田町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4, 241 万 7, 000 円を追加、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 53 億 9, 269 万 5, 000 円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第 1 表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。なお、詳細は 9 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 2 歳入を御覧ください。

14 款国庫支出金 9, 573 万 4, 000 円の減は、社会資本整備総合交付金 9, 530 万 4, 000 円の減が主なものであります。

15 款県支出金 271 万円の増は、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金 192 万 5, 000 円の計上が主なものであります。

18 款繰入金 4, 591 万円の増は、財政調整基金繰入金 3, 908 万 5, 000 円の増が主なものであります。

20 款諸収入 486 万 3, 000 円の増は、中山間地域等直接支払交付金返還金 478 万 2, 000 円の計上が主なものであります。

21 款町債 8, 466 万 8, 000 円の増は、道路改良等 9, 540 万円の増が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3 ページをお開き願います。なお、詳細は 11 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の

3歳出を御覧ください。

1款議会費71万3,000円の増は、職員人件費57万3,000円の増が主なものであります。

2款総務費866万円の減は、職員人件費949万1,000円の減が主なものであります。

3款民生費2,023万5,000円の増は、職員人件費1,214万7,000円の増が主なものであります。

4款衛生費1,407万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、過年度国庫補助金返還金979万6,000円の計上が主なものであります。

6款農林業費1,123万8,000円の増は、職員人件費413万9,000円の増が主なものであります。

7款商工費460万5,000円の減は、起業奨励金390万円の減が主なものであります。

8款土木費95万2,000円の増は、赤畑地区急傾斜地崩壊対策事業費等負担金500万円の増が主なものであります。

10款教育費568万9,000円の増は、職員人件費537万6,000円の増が主なものであります。

12款公債費278万5,000円の増は、過疎対策事業債にかかる利子192万7,000円の増が主なものであります。

次に、地方債の補正を、第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は、次の事業の変更であります。町道改良等事業を9,540万円増額し、1億8,450万円に、過疎地域持続的発展特別事業を390万円減額し、6,050万円に、臨時財政対策債を683万2,000円減額し、616万8,000円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上薫君） 2点、お伺いいたします。

13 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目の交通対策費 33 万円に関わってお尋ねいたします。

備品購入費ということで計上されております。この内容と、それから、子ども見守り隊から車のドアなどにマグネットステッカーを設置したい旨の要望が出ていると思いますが、この備品購入費なども含まれているものかどうか、お伺いをいたします。

2 点目です。

17 ページ、8 款土木費、1 項道路橋梁費、1 目の道路橋梁総務費の 18 節の負担金補助金に関わっていますが、赤畑地区の急傾斜地の崩壊対策事業費等負担金ということで、500 万円ほど追加になりました。これは全体の工事費は幾らなので、町の負担金というのは、これ何%になっているのか。2 点、お伺いをいたします。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 私のほうからは、3 款 1 項 5 目 17 節備品購入費について、お答えいたします。

今回の備品購入費につきましては、コミュニティーバスの両替機の新しく新札対応の両替機の購入について、2 台分の計上となっております。議員おっしゃるステッカー等の購入については、この中には入っているものではございません。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 私のほうからは、2 点目、8 款土木費、赤畑地区急傾斜地崩壊対策事業費等負担金の御質問についてお答えいたします。

当初予算では 50 万円ほどを計上しておりまして、追加で 500 万円、今回補正で予算措置しようとするものでございますが、こちらにつきましては、県の事業として令和 5 年度から行われておるものですが、令和 7 年度から実際の工事が開始することとされておりました。この令和 7 年度分の工事を国の補正予算を財源として行うということで、令和 6 年度中に繰り上げて負担が発生したものでございます。

その事業費につきましては、工事費のほうで 5,000 万円、町の負担分が 1 割となっておりますので、500 万円の予算計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上薫君。

○6 番（村上薫君） 交通対策費の 33 万円の備品については、コミュニティーバス 2 台の両

替機ということのようでございますが、子ども見守り隊のほうからもそういう要望が多分、教育委員会か、あるいは住民税務課かどちらかにも出ているかと思うんですが、今日の東海新報の記事にも載っておりましたが、第3回の大船渡警察署の協議会がこの間、4日に開催されまして、その中で、本年度の諮問事項、重点事項として、子供の防犯対策の推進についてということで、気仙管内の事例を見ますと、23件ほど子供の声がけ、あるいは容姿の撮影という事件といたしますか、そういうものが発生しているんだそうです。前年度同期ですと16件ということですから、増えているという状況にあります。

町には交通指導隊もありますが、この見守り隊は交通指導隊のOBの方々が全部ボランティアで、無報酬でございます。現状は、帽子であるとか、ベスト、チョッキとか、赤い棒の誘導棒ですね。ああいうのは住田フーズさんから寄贈していただいて、青色回転灯は警察署のほうから寄贈していただいていると。そういう意味で、ほとんどまずボランティアでやっているということですから、その辺のところも、これからの活動も活発にさせていただくという意味で、町のほうでも何らかのそういう助成といたしますか、支援をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 子ども見守り隊の活動につきましては、日頃、子供の安全に御協力いただいて、大変、感謝を申し上げたいと考えているところでございます。

ただ、ボランティア団体ということでございまして、まず自治法におきましては、条例の規定がないものについて、第三者に物品等を含む財産の無償譲渡対応については、原則対価なくしてできないものとなっているところでございます。そういう前提もありますけれども、ボランティア団体というか、当課につきましては、まず各町内の安全協会や防犯協会に補助金等という形で安全の確保をお願いしているところでございます。そこと協力していただいでやっていく方法等もあるのではないかと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 村上薫君。

○6番（村上薫君） 分かりました。いずれ、それでしたらば、そういう団体の方に、こういうふうなルートで、例えば防犯協会であるとか、そちらを通していただければできるとか、そういうふうな御指導をしていただきたいなというふうに思います。これは小さなことかもしれないかもしれませんが、子供たちの今、少ない状況にありますとは、安全を守っていくという意味では大変、重要なことだと思いますので、ぜひしっかりと対応、あるいは御助言をしてい

ただきたいというふうに思います。

次の赤畑のほうの急傾斜地についてですが、工事費が令和7度分の前倒しで5,000万円ということでやっていると。そうしますと、この赤畑地区は今までも都度都度、大雨が降ったときに土砂の流出があったわけですが、この工事で大体、赤畑の土砂災害に係る工事は終了するというふうに捉えていいものでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 今回の土砂防護柵設置工事につきましては、令和10年までの工期が予定されているものでございます。ですので、終わるまでは令和10年までで工事が終わりますので、それで土砂災害のほうは軽減されるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 16ページです。6款2項2目の林業振興費の分なんですが、206万9,000円ほどの増となっていますけども、この予算そのものについては、林業振興費ですから、山林の保全とか、それから資源の確保等々の観点だと思いますが、合わせた自然の保全とか、それから安全確保というような観点が含んだ部分と解釈していいのかどうか。そこを確認しておきたいと思います。

2つ目は、20ページ、10款5項3目の文化財保護費の委託料です。43万円ほどになっていますが、その中身、何のための補正なのかというあたりを確認したいと思います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうから、1点目の森林病虫害等駆除委託料の関係の部分でお答え申し上げます。

こちらにつきましては、名称にありますとおり、純粹に病虫害の被害を受けた木材の部分の駆除ということでの委託料の計上ということになっておるものでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 委託料につきまして、お答えをいたします。

埋蔵文化財調査委託料につきましては、これは御存じのとおり、五葉の中塚地区で埋蔵文化財の発掘調査を行っているわけでございますけれども、これは岩手県埋蔵文化財センターさんのほうに委託をしております。県の埋蔵文化財センターにつきましては、給与について

公務員に準じております。したがって、今般の人事院勧告等で人件費が増額いたしましたので、その分をこの委託料の変更で増額して対応したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 林業振興費の関係で再確認します。

この部分については、ナラ枯れと、対応というふうな形で聞いておりますけれども、現在の状況、病害虫に関わる現在の状況はどのような形、要するに、対処してできている範囲は何%ぐらいなのかなというあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 現在、町内において、森林病害虫の被害ということで申しますと、赤松の被害、あるいは今、議員おっしゃったとおり、ナラ枯れの被害ということが出ているところでございます。

そういった中で、ナラ枯れの被害につきましては、令和3年に大船渡市との市町境の部分で被害が発生されておりまして、毎年、少しずつ被害が拡大しているという状況になってございます。

原則としては、全量駆除ということで、現在、取り組んでおりまして、そういった部分で、今年度につきましては、当初の見込みよりも被害が拡大したということでの補正予算の計上という形になったものでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 森林保全じゃなくて、林業振興のためには、こういうふうな病害虫等については早め早めの対応が、徹底した対応が原点だと思いますので、そういう中では監視の目というのかな。みんなして見ないと何ともなりませんので、その部分についてはきちんとPRしながらやっていくべきというふうに思っていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

2つ目です。文化財、人件費増の部分が今回の補正の部分ですということですが、調査等については一応、終わったのかなという部分もありますので、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 埋蔵文化財の発掘につきましては、屋外調査、土を実際に掘って

みでの調査が令和6年度、それから来年度につきましては、その出てきた遺物、それから遺構について調査するという内部調査、それから、さらに令和8年度につきましては、それを整理して報告書につくるという報告書の作成というふうになっております。

令和6年度の屋外調査につきましては、終了しております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 進み具合については分かりました。町民に広くこういうふうな状況ですよというふうな報告については一切、終わってからというふうなことでよろしいですか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） これにつきましては、地権者様もいらっしゃいますので、地権者につきましては、今月中に現地に赴きまして説明をする予定でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） ここで質問者に申し上げますが、補正予算の内容について質疑であります。要望の内容でまとめている議員が見受けられますので、要望は要望として、後の機会、あるいは一般質問でお願いすることにいたしまして、ここでの質疑はあくまでも質疑ということに集中していただきたいと思います。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 簡潔にお願いします。

10ページの20款5項5目2節雑入の分ですが、これの中で、中山間地域直接支払交付金返還金478万2,000円がありますし、あとは、歳出のほうでは、16ページの6款1項3目22節の中山間直接支払過年度交付金返還金とありますが、片や入る、片や出ていくという内容になっておりますが、このことについての説明をお願いいたします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、現在、5期対策として、最終年でございますが、工場進出を検討している地域において、企業から農振除外申請を受け、解除したところであり、この地域での中山間事業交付金事業の活動ができなくなったことから、補助金の返還対象となったものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） そのほか、ございませんですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（佐々木春一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第10号

○議長（佐々木春一君） 日程第13、議案第10号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第10号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ49万9,000円を追加し、

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ7億7,715万6,000円とするものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

5款繰入金49万9,000円の増は、事務費繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出を御覧ください。

1款総務費49万9,000円の増は、職員人件費等38万2,000円の増が主なものであります。

3款国民健康保険事業費納付金831万3,000円の減は、一般被保険者医療給付費分納付金の減によるものであります。

8款諸支出金831万3,000円の増は、令和5年度普通交付金返還金796万6,000円の増が主なものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（佐々木春一君） 日程第14、議案第11号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第11号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は保健事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,332万8,000円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。2ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

3款国庫支出金34万7,000円の増は、国庫補助金の増によるものです。

4款支払基金交付金9万2,000円の増は、支払基金交付金の増によるものです。

5款県支出金17万2,000円の増は、県補助金の増によるものです。

7款繰入金41万3,000円の増は、基金繰入金21万1,000円の増が主なものです。

次に、歳出について御説明いたします。詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

5款地域支援事業102万4,000円の増は、職員人件費の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（佐々木春一君） 日程第15、議案第12号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第12号 令和6年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

第2条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額から126万6,000円を減額しようとするものであります。

第3条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費の

既決予定額から１２６万６，０００円を減額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、３ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

３ページを御覧願います。

収益的支出の補正は、１款１項４目総経費の職員給与費を１２６万６，０００円減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第１２号 令和６年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１２号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第１２号 令和６年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１３号

○議長（佐々木春一君） 日程第１６、議案第１３号 令和６年度住田町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第13号 令和6年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

第2条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額から106万5,000円を減額しようとするものであります。

第3条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費の既決予定額から106万5,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3ページを御覧願います。

収益的支出の補正は、1款1項3目総経費の職員給与費を106万5,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和6年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 令和6年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議員派遣の件

○議長（佐々木春一君） 日程第 17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 120 条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり、派遣したいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり、決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

よって、本件について、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君） これで本日の日程は全部終了しました。

第 6 回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 30 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員